

## 7 第 57 条の 4 の 2 《特定原子力施設炉心等除去準備金》関係

### 【制度の概要】

この制度は、青色申告法人で原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成23年法律第94号）に規定する廃炉等実施認定事業者であるものが、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律（平成29年法律第30号）の施行の日（平成29年10月1日）から平成32年3月31日までの期間内の日を含む各事業年度において、特定原子力施設に係る炉心等除去費用の支出に充てるため、その特定原子力施設ごとに、その特定原子力施設につきその事業年度において原子力損害賠償・廃炉等支援機構に廃炉等積立金として積み立てた金額に相当する金額以下の金額を損金経理の方法により特定原子力施設炉心等除去準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入ができるというものである（措法57の4の2①）。また、この準備金は、その準備金に係る特定原子力施設につき炉心等除去費用を支出した場合に、その支出した日におけるその特定原子力施設に係る特定原子力施設炉心等除去準備金の金額のうちその支出した金額に相当する金額を取り崩して益金算入する（措法57の4の2②）。

なお、連結納税制度においても同様の規定が定められている（措法68の54の2）。